

政令第三百五十六号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の施行期日は、平成十四年十二月六日とする。

理由

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の施行期日を定める必要があるからである。